

長崎県農協青年部協議会
ポリシーブック

～食料・農業・農村に関する政策提言集～

平成23年10月31日

長崎県版ポリシーブック

1. 農業収入で生計をまかなえ、農家経営を継続できる政策の確立

(1) ねらい

青年が農業に未来を託せるために

(2) 現状（問題点）

- ① 農産物価格の低落状況が続いている。
- ② 肥料・農薬・燃料等のコスト高の状況が続いている。
- ③ 農産物を離島から本島に運ぶ際、離島運賃が掛かり、その分本島での販売価格が高くなり不利となる。
- ④ J Aの生産資材・施設資材より商系の方が安いため、組合員との取引量が減少している。
- ⑤ 長崎から大消費地に農産物を送る際に、輸送料が大幅に掛る。
- ⑥ 諫早干拓の開門が実施されると、塩害により干拓内の農産物が被害を受ける恐れがある。
- ⑦ 嫁の来手がない。青年部の既婚率は37%。
- ⑧ 戸別所得補償が導入されて米価は下落した。
- ⑨ 戸別所得補償の対象作物は、米・小麦・大豆等戦略作物であり、長崎県の畜産・果樹は入っていない。

(3) 考え方

- ① 農業を続けるために何が対策として必要で、何を農業政策に求めるべきか青年部内で協議し、J Aや行政への要請内容を共有化する。
- ② 農畜産物全ての品目を対象とした戸別所得補償制度、あるいは品目別の価格安定補償との併用によって、再生産できる収入を確保する。
- ③ 流通小売業者の過度な販売価格の引き下げについて、公的な規制を求める。

- ④ 離島など経済合理的には競争できない地域での農業を守るための政策確立を求める。

(4) 県青協として取り組むこと

- ① 組織的検討の場を持ち、作目別のポリシーブックを作成する。
- ② 県議・国会議員等への働きかけを行う。全青協に対し、役割である国政対策の強化を求める。
- ③ J Aと青年部、行政と青年部の協議の場を作る。中央会へ要請する。
- ④ 支部での話し合いの場作りの運動をつくる。

(5) 中央会・行政へ要請すること

① 戸別所得補償制度について

米のみの戸別所得補償制度ではなく、日本の農畜産物のほぼ全ての品目を対象とした戸別所得補償制度とする。

特に、長崎は畜産・果樹が主な品目であるため、これらの長崎県の主要作物に対する所得補償を強く求める。

② 販売価格の安定について

主要な農畜産物の品目ごとの販売価格安定基金の拡充及び農業者負担の軽減化を要請する。

③ 離島運賃への助成について

長崎県は離島を多く抱える県である。離島運賃の分だけ農産物価格が高くなり、農産物販売の際の大きな障壁となっている。離島運賃への助成措置を強く行政へ要請する。

④ 生産資材・施設資材に対する助成を行政へ要請する。

⑤ 共乾施設・貯蔵施設への助成を行政へ要請する。

⑥ 米価を安定させる政策の実施を要請する。

⑦ 基盤整備・機械化・園地改植などに対する補助事業の実施を行政へ要請する。

2. 地域活性化に向けた協同活動の展開

(1) ねらい

次世代に受け継げる、元気で美しい村・町を作る（守る）。

(2) 現状（問題点）

- ① 地域の人・物・金が都市へと流出し、農家の減少・耕作放棄地の拡大が進み、農業環境は壊れ、地域が疲弊している。
- ② 後継者の減少、里山や圃場を手入れする活動が手薄になっているため、有害鳥獣被害が増大し、農業環境の荒廃を加速させている。

(3) 考え方

青年部として主体的に地域での活動に取り組む。

地域循環・地域活性化につながる地域の仲間との協力協働を作る。

（青年部・女性部・J A・その他の地域組織を取組みの機軸とした協働）

支部・地区単位で、現在の活動からワンステップ積上げる。

(4) 中央会・行政へ要請すること

- ① 農商工連携等の地域循環・地域活性化を目指した取組について、ハードだけでなく、企画運用施策への助成を要請する。
- ② 婚活事業等の地域活性化に向けた取組みへの行政からの支援を要請するとともに、県・市段階の担当者を付けるよう要請する。

(5) 県青協として取り組むこと

- ① 地域での協力協働の実態を把握し、J A青年部支部単位での推進をはかる運動をつくる。

農商工漁連携、耕畜連携、直売所・加工所などの収入を産む活動、祭りなどの人の集まりをつくる活動、次世代や消費者を対象とした食農教育など農への理解を広める活動などを重視する。

- ② J Aや県女性協との協働した運動をつくる。
- ③ 企画調整や事務局の役割、各組織の取りまとめ役としてJ Aの支援態勢をJ Aとの協議のなかで求めていく。

- ④ 長崎県商工農漁連携青年部・女性部代表者協議会及び事務局会議において、連携協議の推進、地域での「協議の場」づくりを推進する。
- ⑤ 新たな仲間との話し合いを行う。特に消費者団体との取組みを重視する。

3. 青年部組織の育成・強化

(1) ねらい

各地域に青年部組織があり、部員が活動に参加している状態を作る。

(2) 現状（問題点）

- ① 未組織の地域、活動していない支部がある。
- ② 青年部は年齢制限があるため、年齢層が固定している。
- ③ 次に入ってくる若い青年部員も少ない。

(3) 考え方

- ① 青年部の門戸を広くする。故郷を守りたい、元気にしたいと思う青年は隣にいるのでは。
- ② 青年部に入りたくなるような魅力的な活動を行う。地域に必要とされる存在となる。
- ③ 支部単位の活動の活性化を図る。
- ④ 未組織地域の解消、活動の活性化に向けて、女性部やJ Aと協働した取組みをつくる。

(4) 県青協として取り組むことは何か

- ① 県青協の役員会を単協で開催する機会を設け、J A青年部支部役員との交流等を通して、J A青年部の取組みを支援する。
- ② 青年部・女性部とJ A役員等との意見交換会の開催を支援する。
- ③ 青年部の盟友資格の見直し、及び拡大運動を提議する。J A職員の青年部への加入、参加も訴える。「3年後はこうありたい計画（年次計画）」
- ④ 支部単位での活動を強化するため、J Aの支店や営農センター長に組合員組織育成の必要を理解してもらい取組みを、中央会と連携して行う。

4. 国内農業を守るために

(1) ねらい

“多様な農業の共存”の考え方を普及する。その地域の実情にあった農業を営める日本を作る。

(2) 現状（問題点）

- ① 長崎は中山間地が多く、圃場面積の拡大には限界がある。政府が進める規模拡大の政策、例えば水田20～30ha規模への整備は実情を踏まえていない。
- ② 規模拡大・一部農業者への集積をはかる政策は、結果的に地域の農業者を減少させ、協同の担い手を失くし、農業環境を荒れさせ、地域農業の衰退に繋がる。

(3) 考え方

自分が営農し暮らしている故郷で、農業を続けていくために何が必要か、そのために一般消費者等の理解を得るために何をなすべきか。

TPPを始めとした貿易自由化問題から自らの営農と暮らしを守るためには、自分達が営農と暮らし、地域を元気にする取組みをつくることが大事。

(4) 県青協として取り組むこと

- ① 青年部部員の勉強会の開催を支援する。
- ② 作目別ポリシーブック作成運動の推進
- ③ 地域の他業態の仲間との「話し合い」の推進
“農は地域文化”、“食の安全安心”など、特に消費者団体との話し合いの場や食農教育活動での連携をつくる。